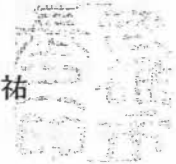


武雄市告示第35号

武雄市地域おこし協力隊設置要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

武雄市長 樋渡啓祐



武雄市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少や高齢化が進む本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持・強化を資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき武雄市地域おこし協力隊（以下「地域おこし協力隊」という。）を設置する。

(任務)

第2条 地域おこし協力隊は、地域力の維持・強化に資する次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域おこしの支援
- (2) 農林水産業への従事等
- (3) 水源保全・監視活動
- (4) 環境保全活動
- (5) 住民の生活支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域力の維持・強化に資するため必要な活動

(地域おこし協力隊員の要件)

第3条 地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から生活の拠点を武雄市内へ移し、住所を異動させる者（武雄市内において異動した者及び委嘱を受ける前に既に武雄市内に定住又は定着している者（既に住所の異動が行われている者等）については、原則として含まない。）
- (2) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者

(任期)

第4条 隊員の委嘱期間は、1年以内とし、当該年度を超えないものとする。

2 隊員は、最大3年まで再任することができるものとする。

3 特別の事由があるときは、委嘱期間中であっても解嘱することができるものとする。

(報償等)

第5条 隊員の報償は、予算の範囲内において市長が別に定める額とし、その支給方法は、次のとおりとする。

(1) 報償の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

(2) 市長は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、前号に規定する支給日を変更することができる。

2 市長は、隊員の住居に関する費用について、予算の範囲内で負担することができる。

3 市長は、第2条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

(秘密の保持)

第6条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。協力隊を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 地域おこし協力隊の庶務は、つながる部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。